

【案内】 少額訴訟債権執行申立書の書き方

1 少額訴訟債権執行申立書について

申立書、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の4種類が申立書のセットです。

申立書、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の順に左側で綴じて、下部中央にページ数を記載してください。各ページの上部余白部分に捺印を押してください。

2 表紙について

申立人（債権者）の記名押印、申立年月日、陳述催告の有無、添付書類の通数を記載してください。

3 当事者目録について

(1) 債権者及び債務者の表示

ア 原則

債務名義正本に記載されたとおりに記載してください。

イ 氏名（名称）や住所（本店所在地）に変更が生じた場合

変更後の名称、住所等と債務名義上の名称、住所を併記し、両者のつながりが分かる登記事項証明書、住民票、戸籍抄本等の公文書を提出してください。

(ア) 氏名が異なる場合の記載例

債権者 甲川一郎

(債務名義上の氏名 乙山一郎)

(イ) 住所が異なる場合の記載例

現住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都墨田区……

(債務名義上の住所 東京都足立区……)

(2) 第三債務者の表示の記載例

ア 預金、預託金（第三債務者が銀行の場合）

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都……

第三債務者 株式会社〇〇銀行

代表者代表取締役 〇〇〇〇

(送達場所) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都……株式会社〇〇銀行〇〇支店

イ 貯金（第三債務者がゆうちょ銀行の場合）

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都……

第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行

代表者代表執行役 〇〇〇〇

(送達場所) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県……〇〇貯金事務センター

ウ 会社員の給料等

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都……

第三債務者 〇〇株式会社

代表者代表取締役 〇〇〇〇

4 請求債権目録について

(1) 債務名義の表示

債務名義の事件番号を記載し、債務名義の種類を選択してチェックしてください。

(2) 請求金額の表示

ア 元金

判決なら「〇〇円を支払え」と、和解調書等なら「〇〇円を支払う」とある項目の番号と金額を記載してください。

申立てまでに相手方（債務者）から支払いがあった場合は、その額を控除した残額を記載して「□残金」にチェックしてください。

イ 損害金

債務名義に表示された損害金の起算日及び申立書提出日並びに利率を記載し、それに基づいて計算した損害金を記載してください。損害金を請求しない場合は記載する必要はありません。損害金の計算方法は、年単位は年で、年未満は日割り計算で行います。特約がない限り閏年は年 366 日で計算します。

(3) 執行費用

少額訴訟債権執行に要した費用のうち相手方（債務者）に請求ができる金額を記載します。

ア 紙の債務名義正本をお持ちの方

(ア) 本件申立手数料

申立人（債権者）1 名、相手方（債務者）1 名、債務名義 1 通の場合は 4,000 円です。

(イ) 本件申立書作成及び提出費用

民事訴訟費用等に関する規則で 1,000 円と定められています。

(ウ) 差押処分正本送達費用

差押処分正本を相手方（債務者）及び第三債務者に送達する費用等です。相手方、第三債務者各 1 名で、陳述催告の申立てを行った場合は 3,320 円です。それ以外は申立手数料・予納郵便切手等一覧表をご覧ください。

(エ) 資格証明書交付手数料【資格証明書を添付した場合に記載】

添付した資格証明書分の費用を記載します。

(オ) 送達証明書申請手数料

1 通 150 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取り立て等を行った場合は記載しません。

(カ) 執行文付与申立手数料【執行文の付与を受けた場合に記載】

執行文の付与を受けた場合は、1 通 300 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取り立て等を行った場合は記載しません。

イ 電子債務名義をお持ちの方（◎ 事件特定情報を提供する方法）

(ア) 本件申立手数料

申立人（債権者）1 名、相手方（債務者）1 名、債務名義 1 通の場合は 4,000 円です。

(イ) 本件申立書作成及び提出費用

民事訴訟費用等に関する規則で 1,000 円と定められています。

(ウ) 差押処分正本送達費用

差押処分正本を相手方（債務者）及び第三債務者に送達する費用等です。相手方、第三債務者各 1 名で、陳述催告の申立てを行った場合は 3,320 円です。それ以外は申立手数料・予納郵便切手等一覧表をご覧ください。

(エ) 資格証明書交付手数料【資格証明書を添付した場合に記載】

添付した資格証明書分の費用を記載します。

(オ) 執行文付与申立手数料【執行文の付与を受けた場合に記載】

単純執行文の付与を受けた場合は、1 通 300 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取立て等を行った場合は記載しません。

ウ 電子債務名義をお持ちの方（紙の記録事項証明書を提出する方法）

(ア) 本件申立手数料

申立人（債権者）1 名、相手方（債務者）1 名、債務名義 1 通の場合は 4,000 円です。

(イ) 本件申立書作成及び提出費用

民事訴訟費用等に関する規則で 1,000 円と定められています。

(ウ) 差押処分正本送達費用

差押処分正本を相手方（債務者）及び第三債務者に送達する費用等です。相手方、第三債務者各 1 名で、陳述催告の申立てを行った場合は 3,320 円です。それ以外は申立手数料・予納郵便切手等一覧表をご覧ください。

(エ) 資格証明書交付手数料【資格証明書を添付した場合に記載】

添付した資格証明書分の費用を記載します。

(オ) 送達証明書申請手数料

1 通 150 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取立て等を行った場合は記載しません。

(カ) 執行文付与申立手数料【執行文の付与を受けた場合に記載】

単純執行文の付与を受けた場合は、1 通 300 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取立て等を行った場合は記載しません。

(キ) 記録事項証明書交付手数料【記録事項証明書の取得を要した場合に記載】

用紙 1 枚につき 150 円です。ただし、過去の強制執行手続で既に取立て等を行った場合は記載しません。

(4) 期限の利益の喪失【分割払いの判決、和解、和解に代わる決定のみ記載】

債務名義に期限の利益（期限が到来するまで支払が猶予される相手方が受ける時間的な利益）を喪失する条件がある場合は、その条件が満たされた事由を記載してください。

記載例

「☒ なお、債務者は、令和〇〇年〇月〇〇日に支払うべき金員の支払を怠り、令和〇〇年〇月〇〇日の経過により期限の利益を喪失した。」

5 差押債権目録について

相手方（債務者）が第三債務者に対して有している債権の内容及び第三債務者の名称及び差し押さえる金額を記載してください。差し押さえる債権の種類によって使用する書式が異なりますので注意してください。複数の第三債務者に対して差押えをする場合は、請求債権目録に記載した合計金額を各第三債務者に割り付け、差押債権目録に記載した合計金額が、請求債権目録の合計金額と一致するようにしてください。

6 目録のコピーについて

1 件につき当事者目録、請求債権目録、差押債権目録のコピー 1 部を添付してください（押印やホチキスどめはしないでください。）。